

コロナ禍における労働者の権利擁護に向けての決議

世界規模感染で感染が拡大する新型コロナウイルス（以下、「新型コロナ」）は、日本でも猛威を振るい、感染拡大防止のため人や物の移動・多人数が集まるものが制約を余儀なくされ、あらゆる就労形態の労働者が深刻な打撃をうけている。

当初はフリーランス・非正規雇用・外国人労働者など劣位な立場で就労する方からの労働相談が多かったが、現状は正社員含むあらゆる雇用形態に対しても解雇等の問題が広がった。厚生労働省が発表した新型コロナによる2月からの解雇・雇い止め集計数（都道府県労働局等に寄せられた相談・報告等を基に把握した数字）でも6万人、雇用調整の可能性がある事業所数は1万をそれぞれ超え、収束の目途もたっていない。現状、労働組合等の奮闘にもかかわらず、解雇等の状況だけをみても戦後最大規模の労働者の危機にあるといえる。

しかも、新型コロナ禍では、感染拡大防止が要請されることから、リストラ関連にはとどまらない多様な労働問題も生じている点に特徴がある。

まず、本年2月に始まった全国規模の一斉休校では、保護者等の労働者が子どもの世話をするため休業を強いられ賃金が支払われないケースが蔓延し、弁護士はあらゆる就労形態の働く者に休業に対し賃金全額が支払われるよう提言した。

また、同年4月7日の緊急事態宣言以降、飲食・小売・サービス・宿泊など多様な業種で労働者が休業を余儀なくされ労基法26条に基づく休業手当すら支払われないケースや不当な解雇が蔓延し、弁護士もこれに対する提言を行った。

さらに、新型コロナの感染拡大する最中、感染による重症化などリスクが高い妊娠中の労働者を守るための提言をだし、感染リスクに晒されながら最前線で業務に従事する医療従事者向けQ&Aも発表し、新型コロナへの感染した労働者に対して適切な労災認定がなされるように提言も行った。

このような深刻な被害を受けているにもかかわらず、裁判所・労働委員会の審理が遅滞し労働者の権利救済が迅速に果たされていない状況が報告されている。弁護士は、既に早期に裁判所や労働委員会の審理再開を求める集会を実施しているが、今後も状況を踏まえた対処も必要である。

また多様な新型コロナ関連の労働相談に適切な対処がなされるよう、弁護士は新型コロナウイルスQ&A（外国人語版）、労働組合版をそれぞれ発表し、コロナ禍への対処としていち早くオンライン体制を構築し、労働問題のオンラインセミナーを多数開催するなど行ってきたが、残念ながら取組みは道半ばと言わざるを得えず、今後取り組むべき課題は多い。

たとえば、今後増加が見込まれる企業倒産・企業組織再編等に対する労働者の賃金確保、雇用確保、失業給付制度の拡充等の法整備や、テレワークなど新たな就労形態の拡大や業務内容変更等により生じる長時間過密労働やハラスメントに対する対処など、当弁護士が期待される役割は大きい。

また、コロナ禍の状況全体を俯瞰すると、労働組合のある職場では、労働組合が労働協約等に盛り込むよう求めた特別休暇制度等を活用して十分な賃金補償がされたり、適切な感染対策がとられたりする等、改めて労働組合の存在意義は高まっているといえよう。

日本労働弁護団は、新型コロナの影響によるあらゆる労働問題について、裁判闘争はもちろんのこと、労働組合ともさらに連携を深め、今後も全力で労働者の権利擁護のために活動をしていくことをここに決議する。